四日市市告示第178号

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月28日

四日市市長 森智広

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱(平成16年四日市市告示第19 8号)の一部を次のように改正する。

(補助対象経費及び補助額)	(補助対
第4条 第2条第4号、第5号、第6号及び第	第4条
10号に掲げる工事(以下「耐震補強工事	10号
 等 という。)に係る1棟当たりの助成額	等」と

(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補助額は次の表のとおりとする。

は、次に掲げる額の合計額とする。

改正後

補助対象経費	補助要件	補助額
① 対象とな	① 前条第	① 1棟当
る住宅の所	1 項第 1	たりの耐
有者が行う	号及び第	震補強工
耐震補強工	2 号アの	事に要す
事(受講耐	要件を満	る経費の
震診断者が	たすもの	3 分の 2
工事監理を		の額と6
行うものに		0万円の
限る。) に		いずれか
要する経費		少ない
(工事監理		額。ただ
費を含		し、社会

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第2条第4号、第5号、第6号及び第 10号に掲げる工事(以下「耐震補強工事 等」という。)に係る1棟当たりの助成額 は、次に掲げる額の合計額とする。

改正前

(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補助額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助要件	補助額		
① 対象とな	① 前条第	① 1棟当		
る住宅の所	1 項第 1	たりの耐		
有者が行う	号及び第	震補強工		
耐震補強工	2 号アの	事に要す		
事(受講耐	要件を満	る経費の		
震診断者が	たすもの	3 分の 2		
工事監理を		の額と6		
行うものに		0万円の		
限る。)に		いずれか		
要する経費		少ない		
(工事監理		額。ただ		
費を含		し、社会		

Г	7.	V/m 1	1.)	V/m 1
	む。)	資本整備	し む。)	資本整備
		総合交付		総合交付
		金交付要		金交付要
		綱 第 附 属		綱第Ⅱ編
		Ⅱ 編 イ 一		イー16
		1 6 —		— (1
		(12)		2)—①
		一①に定		に定める
		める住宅		住宅の耐
		の耐震改		震 改 修
		修等、建		等、建替
		替え又は		え又は除
		除 却 <u>等</u> に		却に関す
		関する事		る事業の
		業の要件		要件に該
		に該当す		当する場
		る場合に		合には、
		は、社会		社会資本
		資本整備		整備総合
		総合交付		交付金交
		金交付要		付要綱第
		綱 <u>附 属</u> 第		Ⅲ 編 イ ―
		Ⅲ 編 イ —		1 6 —
		1 6 —		(12)
		(12)		一①に定
		一①に定		める住宅
		める住宅		の耐震改
		の耐震改		修等、建
		修等、建		替え又は
		替え又は		除却に関
		除 却 <u>等</u> に		する事業
		1/1, 54, 11		, w + /\

	関する事			になる甘
				に係る基
	業に係る			礎額を加
	基礎額を			えること
	加えるこ			ができ
	とができ			る。
	る。			
② 対象とな ② 前条	第 ② 1 棟 当	② 対象とな	② 前条第	② 1棟当
る住宅の所 1 項第	2 たりの耐	る住宅の所	1 項第 2	たりの耐
有者が行う 号イの	要震補強工	有者が行う	号イの要	震補強工
耐震補強工 件を清	まに要す	耐震補強工	件を満た	事に要す
事(受講耐 すもの	る経費の	事(受講耐	すもの	る経費の
震診断者が	3 分の 2	震診断者が		3 分の 2
工事監理を	の額と3	工事監理を		の額と3
行うものに	0万円の	行うものに		0万円の
限る。)に	いずれか	限る。) に		いずれか
要する経費	少ない	要する経費		少ない
(工事監理	額。ただ	(工事監理		額。ただ
費を含	し、社会	費を含		し、社会
t.)	資本整備	む。)		資本整備
	総合交付			総合交付
	金交付要			金交付要
	綱			綱第Ⅱ編
	Ⅱ 編 イ 一			イー16
	1 6 —			_ (1
	(12)			2)—①
	- ① に 定			に定める
	める住宅			住宅の耐
	の耐震改			震改修
	修等、建			等、建替
	替え又は			え又は除
	除 却 <u>等</u> に			却に関す

		関する事				る事業の
		業の要件				要件に該
		に該当す				当する場
		る場合に				合には、
		は、社会				社会資本
		資本整備				整備総合
		総合交付				交付金交
		金交付要				付要綱第
		綱 <u>附 属</u> 第				Ⅲ 編 イ —
		Ⅲ 編 イ —				1 6 —
		1 6 —				(12)
		(12)				一①に定
		一①に定				める住宅
		める住宅				の耐震改
		の耐震改				修等、建
		修等、建				替え又は
		替え又は				除却に関
		除 却 <u>等</u> に				する事業
		関する事				に係る基
		業に係る				礎額を加
		基礎額を				えること
		加えるこ				が で き
		とができ				る。
		る。				
③ 対象とな	③ 前条第	③ 1棟当		③ 対象とな	③ 前条第	③ 1棟当
る住宅の所	1 項第 2	たりの準		る住宅の所	1 項第 2	たりの準
有者が行う	号アの要	耐震補強		有者が行う	号アの要	耐震補強
準耐震補強	件を満た	工事に要		準耐震補強	件を満た	工事に要
工事(受講	すもの	する経費		工事(受講	すもの	する経費
耐震診断者		の 3 分の		耐震診断者		の 3 分の
が工事監理		2 の額と		が工事監理		2の額と
			_			

を行うもの		3 0 万円	を行うもの		3 0 万円
		のいずれ			のいずれ
に限る。)		·	に限る。)		·
に要する経		か少ない	に要する経		か少ない
費(工事監		額	費(工事監		額
理費を含			理費を含		
tr.)			tr.)		
④ 対象とな	④ 前条第	④ 1 棟 当	④ 対象とな	④ 前条第	④ 1棟当
る住宅の所	1 項第 1	たりの除	る住宅の所	1 項第 1	たりの除
有者が行う	号及び第	却工事に	有者が行う	号及び第	却工事に
除却工事に	2 号アの	要する経	除却工事に	2 号アの	要する経
要する経費	要件を満	費とし	要する経費	要件を満	費とし
	たすも	て、社会		たすも	て、社会
	の。ただ	資本整備		の。ただ	資本整備
	し、市長	総合交付		し、市長	総合交付
	が特に必	金交付要		が特に必	金交付要
	要と認め	綱 <u>附 属</u> 第		要と認め	綱第Ⅱ編
	た場合は	Ⅱ 編 イ —		た場合は	イー16
	この限り	1 6 —		この限り	- (1
	でない。	(12)		でない。	2)—①
		一①に定			に定める
		める住宅			住宅の耐
		の耐震改			震改修
		修等、建			等、建替
		替え又は			え又は除し
		除却等に			却等に関
		関する事			する事業
		業の要件			の要件に
		に該当す			該当する
		る場合に			場合に
		は、社会			は、社会
		資本整備			資本整備
		人工正师			7 1 E M

	7 . A			
	総合交付			総合交付
	金交付要			金交付要
	綱附属第			綱第Ⅲ編
	Ⅲ編イー			イー16
	1 6 —			- (1
	(12)			2)—①
	一①に定			に定める
	める住宅			住宅の耐
	の耐震改			震 改 修
	修等、建			等、建替
	替え又は			え又は除
	除 却 <u>等</u> に			却に関す
	関する事			る事業に
	業に係る			係る基礎
	基礎額と			額と40
	40万円			万円のい
	のいずれ			ずれか少
	か少ない			ない額
	額			
⑤ 対象とな ⑤ 前 須	多第	⑤ 対象とな	5 前条第	⑤ 1棟当
る住宅の所 1 項第	き2 たりのリ	る住宅の所	1 項第 2	たりのリ
有者が行う 号ウの)要 フォーム	有者が行う	号ウの要	フォーム
リフォーム 件を清	また 工事に要	リフォーム	件を満た	工事に要
工事に要す すもの	する経費	工事に要す	すもの	する経費
る経費	の 3 分 の	る経費		の 3 分の
	1の額と			1 の額と
	2 0 万円			2 0 万円
	のいずれ			のいずれ
	か少ない			か少ない
	額			額
	1			

附則

1 (略)

2 この要綱は、<u>平成34年3月31日</u>限り、 その効力を失う。 附則

1 (略)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、 その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、 告示の日から施行する。

(危機管理監危機管理室)